

第 5 回 豊島区自治基本条例検討委員会 会議録

詳細・・・政策経営部企画課自治基本条例担当係 電話03 - 3981 - 4202

附属機関又は 会議体の名称		豊島区自治基本条例検討委員 (第5回)	
事務局(担当課)		政策経営部企画課	
開催日時		平成17年9月13日(火) 午後6時30分～9時20分	
開催場所		生活産業プラザ多目的ホール	
出席者	委員	学識経験者	小原隆治(委員長)
		区民委員	石川智枝子、石川泰、石森宏、伊藤登、上野容子、尾上多喜雄、 田村壽重、寺山賢照、濱口恵子、春田稔、楊林凱、吉崎桂子
	事務局	政策経営部長、企画課長、自治基本条例担当係長	
会議公開の可否		公開	傍聴人数 0人
会議次第		1 開会 2 条例素案について 3 閉会	

1 開会

- ・ 本日の次第、配布資料の確認
- ・ 会議録公開の確認

2 条例素案について

委員長 課長からお話がありましたように、今日はパブリックコメントに出す素案を決定するという事ですので、できるだけ早く終わるよう努力したいとは思っておりますが、場合によっては長引くこともあるかと思えます。

それでは、色々資料が出ていますが、基本的には会議資料5 - 3、これまでの議論を受けて事務局でまとめられた素案の案を中心にしていきたいと思えます。今日の審議のやり方としては、重要な論点になっているものについて、条文を追いかけて審議していくということになりますが、どうしてもここで結することが難しいということであれば、A案B案という両論併記の形で区民にはお示しする。しかし、そうは言ってもA案B案だけでは困りますので、内容にわたるものではなく、あくまで形式的な観点からA案B案が出てしまうようなものはできるだけ決めていきたい、内容について決めきれないものだけをA案B案というかたちにしていきたいと思えます。また、もうひとつお願いしたいのは、パブリックコメントに出すための最後の微調整で、「てにをは」だとか、もうちょっと修正する点がこれから出てくるかもしれませんが、それは委員長一任ということをお願いしたいと思えます。

それでは、論点になっているところを順番にやっていきたいと思えますので、資料5 - 3をご覧ください。まず、前文でもいくらかいじっているのと、括弧書きになっている論点もありますが、先に総則から入っていった方がいいように思えます。2ページの第1章総則に目を移していただき、第2条のところですね。ここについて事務局から論点を説明してください。

事務局（係長） 前回の検討の中でもありましたように、この部分につきましては「区民」ということでひとつにまとめるのがA案、まず「住民」の定義をして「区民」をとるようにふたつに分けるのがB案です。前回までの中では、意味内容はA案もB案も全く同じですが、ただ表現の仕方でひとつに分けるかどうかということで、分かりやすさまたはすっきりした感じということで色々ご意見が出されました。ここは、内容ということではありませんので、できれば今日どちらかひとつにお決めいただければと思えます。ただ、原案と多少違っているのは、A案の方はもう少しゆるやかな、事務所・事業所ということではなくて「働く者、学ぶ者」といった規定でしたが、委員からもご指摘がございましたので、B案に揃えてA案・B案を同じ規定内容にしてあります。

委員長 両案の違いというのはA案の第1号がB案の第1号・2号に分かれているということで、それ以外に文言の違いはなく、形式的な違いということになります。強いて言えば、B案でわざわざ「住民」を「区民」の中から選り出すことによって、一方では住民投票につながっていく伏線のような意味合いがあるということが言えましょうし、また「区民」といっても、皆等し並みに権利・責務を負うというわけではなく、住所を有する住民がまず第一に権利なり責務を負うのだという意味合いも出てくるということですね。そういう意味では、純粹に形式的というのではないのですけれど、これはできれば今日決したいと思えますが、いかがでしょうか。

委員 本文の中でどれくらい住民というのが出てくるのでしょうか。

委員長 この後の条文では99%が「区民」。「住民」は、住民投票のところと新たに加える住民自治の理念、それからどうなるかは分からないけれど、区議会・区長を置くという時に、住民という言葉を使うかどうか、これは後ろに行かないと分からないですが。後は全て「区民」。

委員 あまり使われていない、ほとんど出てこないのであれば、敢えてふたつに分ける必要はないのかなとも思いますが、基本的には住民と区民とが分かれているB案の方がわかりやすいと思います。

委員 私はやはりB案の方がいいのではないかと思います。区民のコア、核になるのが住民ですし、確かに文言としては後ろの方には出てくる回数が少ないかもしれませんが、住民投票のところでは、極めて重要な意味を持ってきますし、特にこの前、色々とお話がありましたように、区民会議案では区民があって住民があるというような感じを受けたのですけれども、住民がコアであり、第一義的に重要な役割を担うのであれば、B案のほうにすべきではないかと考えます。

委員長 というおふた方からのご意見でございますが、他にいかがでしょうか。法規としてはできるだけ条文の数とか少ない方がいいのでしょうか？

事務局（課長） 確かに条文を作っていく上で、実質的にこのA案とB案は内容が変わらない、まったく同じものです。ただ、前文のところと関係してくるのですが、前文に「私たち区民は」という言葉がいくつか並んでいます。「私たち区民は」という組み立てで構成されており、前文ですから非常に重要だと思いますが、ずっとここまで「私たち区民」ということで言ってきておいて、勿論、住民と区民とは実質的には分けて考えていますし、また、住民がコアになるということは、この後の3条の基本理念のところでも謳っています。そういった前文からの流れからしますと、A案の方が前文とはマッチしている、区民は区民はと言っておいて、定義のところでは住民と区民とを敢えて強調してその差を見せる必要はないのではないかとということです。実質的にその差は次の3条のところでも実現されているということもあると思います。基本的には、区民会議案というのは区民という広いスタンスでこれからの区政の方向を考えていきたい、ただ、住民という基本的なところは忘れてはいけないよというスタンスだと思います。定義のところでは分けてしましますと、一緒にやっぺいこうというのが、逆に分けてあることで別々なのかなというイメージにもなるかと思えます。これは事務局としてのひとつの意見ではありますが…ただいまのご意見の部分は、実質的に次のところでじゅうぶん担保されていると思います。

委員 A案の場合、括弧、括弧が続くのがすごく目に付きますね。

委員 基本理念のところでは協働という概念が出てきますが、私など法律の文章にあまり馴染みがない者からすると、むしろ住民と区民の定義が明確になっていた方が、ここで書かれていること、住民だけではなくて流入してくる人たちも地域の課題について協働していくという、協働の概念の理解が深まるように感じます。住民が主、区民が従というイメージよりも、むしろ共にやっぺいしていくという理念、バリアフリーのような印象を受けます。

委員長 それぞれご意見がありますが、今のところB案がいいというご意見が多いですが、A案を支持という方は…。

委員 私はA案の方がいいと思います。確かに仰られるように括弧が多いということはありませんが、これはなんとか事務局で工夫していただくとして、住民と区民との違いは第3条で規定されていますし、住民も区民なのですから、敢えて住民と区民とを述べる必要はないと思います。確かに住民というのはひとつの定義をもったものですが、住民と区民を分けて考えますと、また先ほど言われたような区民と住民との関係に囚われやすくなるので、住民も区民というA案の方がいいと思います。

委員 私もA案の方がいいなと思います。相對して協働するということではなくて、協働というのは「共に」ということだと思います。

委員長 多数決ということではないですが手を挙げていただけますか。A案がいいと思う方、B案がいいと思う方…まっぴらつに分かれましたね。

事務局（係長） 事務局が意見を言っははいけないかもしれませんが、区民を幅広くとらえるというのがこの自治基本条例のひとつのポイントだと思います。区民が一番最初に出て、幅広くとらえてますよと言うのと、その前に住民の定義があつて、しかもこの住民の定義は地方自治法と全く同じもので、この条例で何か特別に加えたというものではありません。そういうことも考えていただくと、区民の定義としてみんな一緒ですということが出ていたほうが、この条例の趣旨に沿っているという考え方もあるかと思ひます。

委員長 私はどちらにという考えはないのですが、皆さんの中で意見が分かれてしまう以上もうやむをえないですね。ここは両論併記ということで次にまいりましょう。第3条と第4条、基本理念・基本原則で、これは基本理念の方が上位にある概念で、住民自治或いは団体自治のことに触れ、さらにそれを実現するためには次の段階の理念として情報共有の原則といったものを並べて定義している、こういうことですね。これは大体皆さんのご意見を踏まえて書いたものでもありますし、また住民区民の使い分けをするということもあります。何か新しく付け加えたということではなく整理したということですが…事務局で何か付け加えることはありますか。特になければ、よろしいですか。

（各委員了承）

委員長 次いで論点は、第7条の子どもの権利ということですが、今までのご意見も踏まえ、年齢に応じ、発達段階に応じ云々は止めたほうがいいというご意見も踏まえ、しかし残すところは残すと考えるのがA案、そうではなくて取り立ててここで規定する必要はなからうというのがB案。これは、ご意見が大きく分かれていたところですので両論かなという気がしますが…いかがでしょうか。

委員 私はやはりA案にしていきたい。今、策定されている子どもの権利条例がどうも色々難関がありまして、3定もだめで4定もどうかしらという状況になっていて、そんなこともありますので、最高規範である条例で是非謳ってほしいと思います。そうでないと、子どもが豊島区にいなくなってしまう、子どもだけでなく子どもの権利ということで載せていただきたいと思ひます。子どもは形は小さいですが、区民の一員ですし、みんなで大切にしていこうということで考えていただきたいです。

委員長 先ほど申し忘れましたが、A案に関しては参加する云々も抜いたのですね。これは、子どもも区民の一員であると考えれば、参加するということはずでにあるので、ここでは健やかに成長する権利というものを中心にしたということですが。B案の立場からいかがですか。

委員 質問ですが、子どもの権利条例のところ、何が一番問題になっているのでしょうか。それとの関連になるわけですね。その論点がちょっと分からない。これだけ見たら、これでいいのではないかと思うのですが。反対されている方が一杯いらっしゃるわけですね、それはなんで、何のためになのかちょっと分からないのですが。

事務局（課長） 子どもの権利条例につきましては、自由民主党区議団の皆さんが反対なさっています。これは、公式にお出しになっていきますので申し上げていいかと思いますが、その理由は、子どもの権利をあまり尊重しすぎるということに対して反対するということです。子どもの権利を尊重するということと子どもを甘やかすこととは全く違うことだと思いますが、子どもの権利ということで尊重していくことは、今、親が自分の子どもを叱ることすらできないといった中で、家族が崩壊の危機に瀕しているということを主張なさってしまっていて、子どもの権利を認めるというよりは家族の結束を強めていくという中で子どもを大事にしていくことが必要なのだと、子ども個人のことだけをどうこうではなく、家族あっての子ども、親があっての子どもであって、子どもだけを取り上げて権利云々というのはおかしいというご主張をなさっています。

委員長 いかがでしょうかね。どっちかに決着をつけてしまうと、どっちに転んでも色々ご議論は出そうですので、これは区民の議論を待つということで、A案B案で。

委員 B案に賛成という方はいらっしゃるのですか。

委員 B案がいいということではなくて、これは自治基本条例ですね。この条例の中に子どもの権利条例が含まれているのはどうなのかということです。A案の2のような育成条例ならいいと思いますが、権利を謳う必要が自治条例の中にあるのかなという、その辺の疑問です。

委員長 いずれにしても、最終的には区議会を通らないといけないので、この中の議論を中心に横にらみしながら区議会の議論にもそれなりには配慮する必要はあるかと思いますが、そういうことでいかがでしょうか。

委員 事務局にお伺いしたいのですが、すでに条例を制定しているところで、こういうものに子どもの権利は入っているのですか。

事務局（係長） 数的には多くはないですが、子どもの権利を規定しているところもあります。

委員 ないところの方が多いということですか。

事務局（課長） 圧倒的にない方が多いです。

委員 それは別途子どもの権利条例を作っておられるんですね。

事務局（課長） そういうことではありません。先ほど委員が仰ったように、自治基本条例の中で、まずは区民ということで全体を大きく、お年寄りであろうと子どもであろうと、年齢・性別に関係なく権利と責務を謳っているわけですので、そういった趣旨から取り上げているところが少ないということだと思います。

委員 今の議論を聞いていたら必要ないかなとも思いますが、もし入れるとして引っ掛かるのは、「子どもを安全かつ...成長」の部分が全く同じなので、条文を簡潔にする意味で同じものが並んでいるのかなのでしょうか。

○委員長 仰ったように同じ言葉が並んでいるということはありますが、今はご意見として伺って、取りあえずA案B案でどうでしょうか。

（各委員了承）

- 委員長 第9条の事業者の責務ですが、これは上乘せ規定のようなものを置くということですが、上乘せする必要はないというご意見もあったと記憶しています。原案では残してあるのですが、これはどうでしょうか。
- 委員 特に上乘せする必要はないという意見ですが、住民も地域環境に配慮していかなければならないし、例えばワンルームマンションの住民などというのは、非常に地域環境を無視して協働も少ないといったことを考えると、特に事業者のみを言うのではなく、言うのだったら区民全体にすべきではないかと思います。
- 委員長 これを置いた区民会議の意図というのは、区民、今の話で言うとワンルームマンションに住んでいる住民は同でもいいということではないですし、事業者一般がこういう責務を負うということでもなくて、主として想定しているのは、今の話で言えばワンルームマンション建てた人、資力がある、しかも地域環境にそれほど配慮しているわけではない、そういう人或いは団体を想定している、そんな規定だろうと思います。
- 委員 これは住民ではなくてあくまで事業者なんですけれども、商店街の八百屋さん肉屋さん、そういうものも事業者として想定しているのではなく、例えば銀行であるとか、要は他所から入ってくる大きい企業ですね。地元とはほとんど無関係、無関係でありたいというふうに考えているのが大多数です。だから、こういうものがあつたらいいんじゃないかと提案したんですが、意見としては敢えてなくても、上乘せしなくてもいいとは思っています。ただ、そういう意図が欲しいなと...実際に商店街で考えても、ほとんどの大きな企業が参加をしてくれない、特に銀行さんなんかは絶対やらない。そういうことを考えると、地域にいろんな形で参加をしていただきたいというふうに思ってこういうものを置いたということです。だから、敢えてなくてもいいとは思っています。
- 委員 今現在、日本でも外国でも企業の社会的責任というのが言われていますけれども、企業は地域に貢献しないといけない、特に今の時代はそう思います。事業者の責任ということは必要だと思えます。
- 委員 事業活動を行う個人又は団体ではなく、企業と名指ししちゃった方がよろしいのではないのでしょうか。
- 委員 多分ここになくてもいいような気がする。企業の社会的責任とか散々言われているわけですから、否が応でもやらざるを得ないという風潮になっていますので、ここに敢えてなくても、企業はそういうことをせざるを得ない状況になってきてしまうだろう。そういう意味で、他のところで外堀を埋められてくるだろうと思うので、気持ちとしては絶対に言いたい、ここに欲しいのだけれども、ここでなくともいいかなという気もしています。
- 委員 特にここに書いてあるのは、地域の環境、衛生その他で一番まちづくり、コミュニティの中ではポイントになるようなことですよね。やっぱり、住民・区民との協調性、協力性という点で色々と問題がある、特に繁華街のゴミの問題は非常に大きい。特に注意を促したいというような点を強調したいという意味で。これは是非残してほしい。
- 委員 企業の社会的責任というようなことを考慮したのかしなかったのか、それを残すかどうか問題になってくると思います。これを載せる載せないが二つの方法としてあって、それにもう一つ提案したいのは、事業者を抜き出すのがまずいということであれば、これを第7条の責務のところに移動させてしまえば、少なくとも地域環境に配慮するような言葉は素案の方には

ないので、双方にかかわる条項として、なおかつ環境への配慮ということが活動に必要なということとを考慮した証しを残すこともできると思います。

委員 事業者も区民であれば、今の案でいいのではないのでしょうか。

○事務局（課長） 区民の定義のところ、今回は括弧して法人を含むとあったのですが、それは今回は自明の理ということで取ってありますが、区民の中には区内に事業所を置く法人は入っているという理解をしています。したがって、第9条の中で区内に事業所を置く皆様には第7条の責務はもう負っていただいている。逆に区外から、区外に営業所があって区内を回る人とかいう方々が実質的には対象になってくるのかなと思います。そういう意味では、区外から豊島区から来街者としていらっしゃるような個人の方々も、タバコをポイ捨てしたり、地域の環境に配慮しないような行動も見受けられますので、そう考えますと、事業者だけが地域の環境云々ということではない、逆に区民でもない住民でもないけれど、区外にいて区内に来る人に一定のマナーを守ってくださいますよと、というようなことが9条の本来の真価を発揮する部分かなと思います。

○委員 カバーする範囲が広くて、地域内で色々やっている人たちがそれぞれマナーを守ってやりましょうということだと思います。

○委員 何回も言われているように、企業の社会的責任ということは当然のことで、地域社会に協調していかなければならないのだから、入れた方がいいと思います。分かっているもなかなか協調しないところが多いわけだから、そういう意味でも。

○委員長 またこれも挙手をお願いしたいのですが、敢えてどうこうではなく、単純に、ゼロか1、白か黒かで...置くべしという方、置く必要は必ずしもないという方...両論併記ですね。両論併記ばかりですが、次の第3章コミュニティのところについて、事務局から説明してください。

○事務局（係長） A案については区民会議案の定義の仕方そのまま、同じものです。「地域における多様な人と人とのつながり」というコミュニティと活動組織を2階建てとする考え方が一番分かりやすい形です。ただ、その定義の仕方については、通常こういう途中で、例えその見出しを意義としても、「...をいう。」というのは定義規定の決り文句ですので、途中ではあまりしない。また、キーワードであればあるほど、最初に規定するのが普通だというのが法規の考え方ですので、その考え方に則ったのがB案です。B案というのは、A案の1項の部分の総則第2条の定義のところを置いて、この章では「区民は、コミュニティを基盤として形成される...」という規定のみを置いて、区民会議案の2階建てという考え方がバラバラに離されるという形になります。ただ、キーワード中のキーワードなので総則に置くという考え方もあるかと思いますが、第2条のところにはコミュニティという定義が来ますと、区民または住民、区民、区長等、区、そしてコミュニティという定義の並べ方になって違和感がある、制度的な定義の次にコミュニティというようなものが来るとちょっと座りの悪さもあります。

○委員長 これは第2条よりももっと、ほとんど形式的な問題とってよからうと思いますが、強いて言えば、総則第2条のところと並べて頭だししておくことによって、コミュニティというのが重要なのだというニュアンスを読み取れないこともないといった程度ですね。いずれにしても、形式的な面でどちらにしても難が全然ないわけじゃない。A案にするとコミュニティの定義が後ろの方になってしまう、B案にするとどうもすわりが悪いとか、定義と解釈の場所が

離れてしまうといった、そんなことです。A案にした場合に、総則でいくつか重要な定義があって、ずっと後のなってコミュニティの定義が出てくるということにはなるのだけれども、法律ではそういうことはない話ではないので、一切合財定義は皆前に出すということではないのですね。地方自治法でも、普通地方自治体には都道府県と市町村があるんだという定義が第1条にあって、ずっと後ろの第10条で、その間に枝番も一杯ありますから、大分離れたところで住民とはその自治体の区域内に住所を有する者といった定義があったりしますので、A案が決定的に変だということではないので、個人的な見解から言うと、むしろ読みやすさということでA案かなと思います。

○委員 結局この条文を読む人の理解、より良い理解を得るためには、1項と2項が一緒についていないと分かりにくいと思います。私はA案です。

○委員長 B案支持の方は？…（意見なし）…これはもう割り切ってA案ということでしょうか。

（各委員了承）

○委員長 それでは、次の5ページ、第4章の説明責任、応答責任、審議会或いは会議の公開の主語を区長等と書くか、区と書くか…区にした場合は、区長等プラス区議会ということになるという違いです。その違いがどう響くかということ、区長等とするとかなり具体的な書き方が出来るのだけど、区議会も含めて区とすると少し腰の引けたというか、抽象的な書き方になってしまう。ご覧になっていただければ分かりますが、例えば第16条で、区長等を主語にすると政策の立案、実施、評価云々と書いてありますが、それが区を主語にするともう少しぼんやりとした、区的意思決定及び区政運営に係る諸活動云々といったことになります。17条も然りで、要望、意見、苦情等の申立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、これに答えなければならないという強い書き方ですが、区議会を含めるともう少しぼんやりとした、誠実に応答するよう努力義務があるといった書き方になるということです。ただ、区長等と書いた場合に、区議会の説明責任、応答責任、会議の公開等はどうかということになります。区議会の説明責任、応答責任、会議の公開等はどうかということになります。説明責任、応答責任など大括り出来るところは一緒にして、しかしその分表現が曖昧になるという犠牲を払ってまとめて書くか、それとも区長等を主語にして具体的に書き、区議会は区議会ですべて書くというやり方をするか。規律の仕方と言うとA案の方がより厳しい内容になるでしょうし、他方B案にするといくらかゆるいけれどもまとまっているということです。ご意見はいかがでしょうか。また個人的見解を言ってしまうと、私はどうしてもどっちかというほどの強い意見は必ずしも持ち合わせていないのですけれど、強いて言えば、比較考量するとA案かな。

○委員 後の議会の責務のところでもちゃんと出てくるので、ここはひとつ区長等ということにして、区議会は区議会のところでまた改めて置くということにしたらと思います。

○委員長 今仰っていただいたように、区議会を免責するという話ではありませんのでね。

○委員 区議会ですべて定めるということにするなら、それを忘れずに第5章のところを見ていかなければならない。今の時点であるのか、A案とB案でA案しかなかったりしないように、少なくとも区議会だから免責されるということにしなければ、後に入れるか今入れるかということなのではないかと思います。

○委員長 合わせて議論した方がということでしょうか。

○委員 今二つの案があるけれど、区議会を免責するのかもしれないのか、次に免責しないとして、ここで一緒に書くのか後に分けるのか、その2段階があると思います。

○委員長 今のご意見なんですけど、8ページを見ていただくと、議会運営については、説明責任、応答責任等の主語を区長等にするか区にするかで以下のような規定内容になる...今議論をしていました主語をどちらにするかの話で、区長等を主語にした場合は、第34条の2項で、A案のほうはB案よりも強い書き方になって、議会活動について説明していただきます、議会への区民参加を推進して開かれた議会運営をしていただきますという規定を置き、他方B案では区という主語を前章で使って、区長等プラス区議会でもう書いてあるので、そここのところは繰り返しを避けて緩い書き方になる、こういうことですね。

○委員 後の方は区議会の章ですが、前の方は参加・協働という章なわけですよね。だとしたらやはり、区議会の方にも及ぶような書き方でないとまずいのでしょうか。たたき台で頂いた時には、このA案のところは区長などではなくて区になっていたんですよね。これは、区にしたらまずいのでしょうか。区にしたらB案のような緩い表現になるということですが、たたき台の時はA案で区が主語だったわけで、これをわざわざ緩めなければいけないというのは、何かあるのでしょうか。4章はどちらも入る、参加協働の章ですよということで、区議会も含めないといけないのではないのでしょうか。

委員長 そういう考え方も勿論できるのですが、もう一度議論を整理すると、これは抱き合わせで考えなければいけない問題であって、A案A案でいくか、B案B案でいくかで考えるのが筋ですよ。A案B案の組み合わせでいくと区議会は落っこちてしまう、AプラスBという選択肢はちょっとないかなという気がするのですが、AAかBBという。

委員 全体として区議会が免責されるというのは皆さんが意図したことではないので。

委員長 AプラスAかBプラスBしかないということ、AプラスBはないということでもよろしいでしょうか。どちらにするかですが、区政への参加協働というのが第4章の章名で全部括ってという考え方もできますし、そうすると随分緩いものになるので、区長等としておいて、そこだけ繰り返し抜いても厳しい縛り方をするか...

委員 A案でもよろしいと思います。

委員長 BBの立場からのご意見は...。区民会議の皆さんはいかがですか。皆さんがよろしければAAで行くか。

委員 あまり変わらないというか、細かくしていくのがいいというのであればA案。ちょっと余計な話かもしれませんが、議会の方々は議会の条項だけ見て、その時にもしかしたら引っ掛かりがあるかもしれないので、先出しして全部まとめておいた方が通りがいいかもしれないいなという考え方もできる。

委員長 議会だけ除け者されて、議会はどうでもいいのかと。

委員 いえ、厳しい姿勢がA案には書いてあるので、だったら先の方でまとめちゃってB案にした方が通りやすいかななんて余計なことを考えてしまっ...

委員 そこまで考えることはないですよ。

委員 でも議会での審議の時には、A案だとかなり反発というか、議会はやはり区民から信託を受けてやっているのだと、それなのにさらに区民に説明しろとか、参加を云々とか言ってくると、かなり反発が出てくるのではないかと思いますけれども。

事務局（課長） 後ほどですね、議会の方のこれまでの議論のあらあらをまとめた資料がありますので…今日、議会の研究会の会長から、ここで出していいというお許しをいただいておりますので、そこでまたご報告しますけれども、議会の方は、区長と議会とは独立した機関だという意思が強いのですね。ですから両方に共通のものということよりは、議会は議会で情報公開については条例も持っておりますし、結構そういう意識が強くありますので、区長等というかたちでA案のようなかたちの場合には、本当に区長はちゃんとやっているんだろうと、逆に議会の方は異論はないのではないかと思います。議会は議会で自分のところに置いておいて、同じ規定で区長も議会もというよりは…これはあまり意味がない議論ですけど。

委員 議会は議会でもって議会の方はするんでしょうけれども、この条例案というのはやはり区民の立場で考えなければいけない。区民から見れば、区長であれ議会であれ同じように見える、それは一方的な考えですよ。

委員長 区政への参加協働と言っているのに、その区政から区議会が抜けることに関して、区議会はその方がいいというのは…。

委員 だから区議会の中で、区議会の条項を書けばいい。

委員長 区議会が丸ごと抜けているわけではないのですよね。14条、15条がありますからね。ここは、区は、区はになっていますから。是非B案でいくべしというご意見がなければ、A案でいくかなと思うのですが、よろしゅうございますか。

（各委員了承）

委員長 それでいくと…8ページもA案でいくということによろしいですか。ということは、6ページもA案の区長等でいくということに理屈の上ではなるのですけれど、それによろしゅうございますか。

（各委員了承）

委員長 ただ、ひとつだけ、事務局で用意していただいた第21条、22条を見ますと、繰り返しに近いので、ここはちょっと整理して、かつ条文の数を落としたいというのがありますので、ちょっとここは読み上げますが、第21条第1項「区長等は、幅広い区民が区政に参加できるように多様な参加の機会を保障しなければならない。」第2項「区長等は、区政に参加するために区民自らが学習するための機会及び場所の提供などの支援に努めなければならない。」第22条「区長等は、多様な区民参加制度を整備し、区の基本的な計画又は重要な政策等を策定する場合に、事案に応じて必要な区民参加の手続を講じなければならない。」第2項「区長等は、決定した参加方法、意見等の取扱いについて、速やかに区民に周知しなければならない。」ということで、22条で具体的にはなっているけれど、同じことの繰り返しに近いのですよね。これは、直前の打ち合わせをしていて気が付いたのですが、これは微調整ということで21条にまとめたいと思うのですが、そういう扱いをしてよろしゅうございますか。

委員 21条22条を一条にまとめるといえることですよ。

委員長 1項、2項という風にはなるでしょうが…

委員 その前に、ここはどうしてA案でなければいけないのでしょうか。ここは区民参加なんですよ。

委員長 区民参加はまた区議会の方で書くという組み立てになっているので、AプラスAプラスAか、BプラスBプラスBかということなのですが。

委員 区民会議案では6番、これだと21条の項の2のところですが是非とも入れたいということとでやった者として言わせて頂きたいのですが、21条の2では言わんとしていることが違って、なるべく区民会議案の方を尊重して頂きたいということは前回も言ったんですけども、まったく変わってなくて残念なんです。これだと意図したところと意味合いが違ってまして、社会参加というのがおかしいということですが、「区民主体の自治を実現できるように、学習機会・場所の提供などの支援に努めなければならない」というのは、例えばリーダーシップトレーニングであるとか、会議のやり方であるとか、そういったことへの支援であるのに対して、こっちの「区長等は、区政に参加するために区民自らが学習するための機会及び場所の提供などの支援に努めなければならない」というのは、個別の例えば子どもの権利とかいうことに対して図書館で調べろだとか、資料を配れとか、そういった話になってきて、やろうとしている内容がまったく違う。そういたところをミスリードされた上でこういうところにビルドインされているので、ちょっとこれではというのがあるのですが、元の意図ではまずいのでしょうか。これは一項別立てしてほしいというのが、起草した大元的意思としては発言させていただきたいのですが、その辺をどう考えてこちらの中に書かれたのかお聞きしたい。

事務局(係長) 区民会議案の方が、いわゆるスキルアップのための支援というご意見なんですけれども、読んだ限りで、それが読み取れるのかなというところがちょっとあるんですね。

委員 だから罰点で頭から読まれなくなってしまって、「社会参加し、区民主体の自治を実現できるような」というのがふさわしくないというのではずされてしまいましたけれど、それは最新の争点についての知識を増やすということではなくて、もっと広く社会参画ということに関わるようなスキルアップ、区民主体の自治に関わるようなスキルアップということを含めていたわけだったんです。社会参加が何故消されたのかというと、文脈で言えば、これは区政に関わることだから、社会参加は大きく区政を上回るものだからここにあるのはおかしいということで削除されてしまったんですけども、そういうニュアンスは元の条文には込められていたということです。

委員長 区民会議案では、区民参加の節ではなくて情報の共有という節だったんですよね、学習機会の提供及び支援という項目の名前で。

委員 たたき台の中で、区民参加というのはかなり具体的にいろんな計画の策定から実施及び評価の各段階への区政参加というような部分がありましたけれど、これが消えちゃっているんですね。やはり、この議論の中で、具体的に例えば「区民ひろば構想」とかね、そういったものが取り沙汰されているような状況の中で、もっともっとオープンにして区民の意見をどんどん聞こうではないかといった話の中で区民の参加制度が出たということもあるんですよ。区政連絡会なんかでもやっぱり、公開の場だと、区と区民との非常に素晴らしい話し合いの場であるんだという話がでて、こういう条文ができたわけですから、今なんか変な風にいびつになっているという気がしますね。

委員長 参加のメニューを削ったというのはどういう意味かということ、全体の規律の密度に照らして、ここだけ馬鹿に詳しい感じなので、それで削ったということで、だからそのメニューを除くという考え方ではないのですね。それがひとつと、先ほど委員が言ったのは、第21条第2項辺りでは読み取れないということですね。

委員 ちょっと意図が違う...何を学習させるのかという内容がまったく違うものになっている。

区民会議案で意図していたのは、もっともこれも情報の共有というのではなく、協働とかの方に入れるべきだったのかもしれませんが、会議運営ですとか、リーダーシップですとか...最初の議論の中で、自治条例だから自治やりなさいと投げられた時に、下支えするだけの力があるか疑問を感じるという話があって、そういった自治に対する力というのは、経験を積みば積むほどあがっていくと思い、あがっていくのをサポートする、そういった能力を体験的に身に付けることができるようなことを区民にするとすることで、この条例がうまく行くようなことがあるとするなら、5年後10年後にそういった成長した区民によって担われていくということ想定したいと、そういうことを意図して学習機会の提供・支援ということを入れたのです。なので、会議の運営とかを含めて集団で何かを決めるということについて、経験だけではなくもっと深めていくようなやり方、これまでのビジネススキルや諸々のスキルの実績があるのですから、そういったものを積極的に皆さんに身に付けてもらって、次代の担い手になっていただきたいという意図だったのですが、こっちの案では「区政に参加するために...」という規定を置いてしまっていることで、ひとつは参加の形態に基づくものに限定されてしまうということ。つまりアンケート、公聴会、ワークショップとか、そういったところに限定されてしまうわけです。もっと他にコミュニティのところで出てきた自主的な解決につながるようなものというのは想定していないのではないかとということがひとつで、それに、参加するための学習機会というのは何かというと、アンケート調査をして、それに答える、どれにマルをつけるかの選定に必要な知識ですとか、そういったものは図書館で学びなさいですとか、資料あげますからそれを読みなさいとか、結局そういうことを言わんとしているのではないかと読み取れるんですね。そう意味で、予め想定していたものとこちらの条例の中味で学習の内容が全く違うとを感じるわけです。

事務局(係長) その参加のためのスキルアップということを意図していたということであれば、やはり情報の共有の節に置くのは変かなという気がします。むしろ、情報の共有ということであれば、区政情報を参加にあたって知っていくという意味合いの方が強くなるので、情報の共有に置くのは変というのはいいでしょうか。

委員 意図を正確に反映していただけるのなら、置くところはこだわりません。

事務局(係長) それで、情報の共有のところに置くのはおかしいということで、ここで参加するにあたっての、参加の保障の前提になるような学習という風読み込めば、単なる資料提供とかそういうことではないと読めなくはないのではないかと思うのですけれども...

委員 区政への参加のためにということでは、前のコミュニティのところで出てきたような、区民自らが解決するようなレベル、いわゆる手を挙げてみんなでやりましょうということが基礎になっていますよという話として出てくる、そこでも必要な能力なんですよ。

事務局(係長) そこまで区が首を突っ込むというのは...どうなのでしょう。

事務局(部長) 区民会議案のほうの条文を読みますと、区民が社会参加しというような文言と、その後の学習機会、場所の提供ということが出てくるので、どうしても生涯学習的なニュアンスがちょっと強く出ているのかなという感じがするんですね。今、お話を伺っていて、一番のポイントは区民主体の自治を実現できるような、そういう市民をつくらうと、そういう情報だとか場所だとか、そういう機会を区が提供しなさいと、そういう条文をどこかに置きたいと、そういう趣旨でとらえていいのですよね。

委員 そうです。ただしその場合に、従来そういったものがあまりなかったので、誤解されやすい。今までどおり図書館つくればいいじゃないか、今までどおり区民集會して資料配ればいいじゃないかと読まれることは避けたい、そういう風にだけ読まれないようになんとかしたいということです。

事務局（係長） そうすると、参加のところでもだめということですね。

委員長 やはり第4章に入れるのはちょっと苦しい。社会教育の話になってしまうこともあるし、もっと区民會議案に立ち戻って原理的な議論をするならば、なんで一般の社会参加、スキルアップまで区がやらなければならないのか、それはもうやりすぎ、市民の自由を侵していることになってしまい、社会教育なんてもう要らないんだという議論もあるぐらいですから…。ただそれでは原理的な話になってしまうので、お気持ちは分かるのですが、第4章区政への参加ということでやるならば、21条の内容はこんなところかなという気もするし、これがすごく限定的に図書館で勉強してこいという話になるとは思わないと思うんですけどね。

委員 それならば、ここの中で言うとするならば、例えば「区政に参加するために」というのを「区民主体の自治を実現できるように」と変えていただければ意味はそういうかたちになるのではないかと思います。ずっと思っていたのですけれど、やはり区政区政という言葉が結構出てきて、区政参加条例、区政条例みたいなどころがあるわけです。確かに幅広い区民の活動というものの大きなところまで網をかけたくないという、そういうリスクは分かるんですけども、区政の中でできることということで逆に押し込めすぎてというところがなくはないのではないのでしょうか。豊島区の自治の話をしたいのに、区政のところの話ということまで縮こまってきているので、できれば「区政への参加」というところを「区民主体の自治を実現できるように」としていただければ、ニュアンスは多少なりとも伝わるのではないかと思います。

事務局（係長） ただ、ここの章は区政への参加についてまとめているので、そうなるともたおかしくなってしまうので、だったらどこか他のところ…例えばコミュニティとか、ただコミュニティに置くと、コミュニティに行政がまた首突っ込むのかという話にもなって…。

事務局（課長） 委員の言われていることはよく分かります。だから、場所がどこが一番いいかですよね。コミュニティのところもだめというのならば、7ページの第27条のところに協働というところがありますよね。協働という意味合いが自治とどう関わるかはわかりませんが、27条は主語は区長になっていますけれど、「地域社会に関わる多様な主体が、協働の意義及び目的を共有し、共に活動できるように、総合的な施策を整備するとともに、機会及び場所の提供などの支援に努めなければならない」とありますよね。この中に、自治とかそういう言葉を加えれば、ほぼ今仰っていたかたちになるのではないのでしょうか。総合的な施策を整備するというのは、プラス何かもう一言いるかもしれませんが、27条だったらちょっと受けられるのではないかなと思います。そこにもう少し趣旨、言葉を加えていけば。

事務局（部長） 今仰られているような中味は、区の責務だけではなくて、区民自身の責務でもあると思うのですが…。

委員 勿論そうなのですけれど、それを協働してやっていこうというということで、つまりレベルアップの仕組みというのをどこかで考えていかないといけないのではないかと…それが多少おこがましいとは言え、そういうことに対する不安があるのであれば、5年後10年後を見据えて成長していけるようなことを考えていかなければならないと思います。そういった意図が、

盛り込めるのであれば場所はこだわりませんし、ただし、深く読み込まないと分からないようなレベルまで埋め込まれてしまうと、従来と同じようなやり方で行かれてしまうというような危険性を感じてはおります。やっていることをそのまま続けていけばいいんじゃないかということで終わってしまったら、レベルアップというところにはつながらない、リーダーシップとかは学んで身に付けるものではないといった考え方もありますが。

委員長 それでは、第 21 条・22 条の圧縮の仕方と合わせて、今の意見を完璧に反映できるかどうかは保障の限りではないけれども…。

委員 私は今の意見に大賛成なので、是非是非それは入れていただきたいと思います。レベルアップをしていく方法かというのは本当に広くて、何も知らない人たちが多いわけですから、自分たちでもこういう風にやっていけるんだ、こういう風に参加できるんだということが分かることな、やはりある程度必要だと思います。深く読み込まなければわからない、やっと見つけられるといったことではなくて、やはり分かりやすく、こういうことができるんだよね、こういう風に参加していけるだよねという窓口というか、入り口が欲しいと私も思います。

委員長 「区長等は、区政に参加し、区民主体の自治を実現するために区民自らが学習するための機会及び場所の提供などの支援…」といったような文章、趣旨としてはね。区政に参加するためだけではなくてね。では、そのご意見を踏まえて検討させていただくということでもいいですか。それで、ご自分の意見が通っていなかったらパブリックコメントで批判していただくということで。では、前に進みたいと思います。問題になっていた、論点になっていた住民投票のところはご意見を踏まえてこの通り。詳しい基準は条例では省くということなので、これはよろしゅうございますか。続いて、協働のところ、コミュニティ関係で第 29 条を置くかどうかということですが、これもまた簡単に説明を。

事務局（係長） コミュニティの章の開かれた協議の場、話し合いの場というところで、前回、コミュニティの章では区民の主体性に任せるといような表現にするということで、一定のご理解が得られたと思います。ただ、それだけではなくて、それと並行して区長がそういった協議の場を立ち上げるというように意味で、協議の場を区長が置くという規定も必要ではないかというご意見もありました。ただ、そういうご意見を踏まえたものを置く場合には、コミュニティの章ではなく参加の章でというようにご意見でしたので、参加の章のどこに置こうかということで色々と考えたのですが、区政への参加という並びに置くよりも、これは協働、地域において区民との協働を進める上で、そういった地域協議会を置くという方がふさわしいのではないかと思います。ここに置いたということです。また、規定内容については、区民と協働してまちづくりを推進していく上でのひとつの位置づけとして地域協議会を置くということ、ただその地域協議会についてはできるだけ区民の主体性を尊重し、自主的な運営に任せましようということを加えた規定としました。

委員長 コミュニティでの規定を受け、改めて第 4 章の第 3 節の協働で、地域における区民との協働という規定を置くということですが、これも今までのご議論を受けて集約したものと言えようかと思うのですが。先ほどもちょっと申しあげましたように、規律の密度ということがありまして、一般的な書き方になっていますよね。すでに自治法等で使われている地域自治組織というような言葉も使っていなければ、豊島区の施策である「区民ひろば」という言葉も使っていないくて、一般的な書き方になっているということです。

委員 「一定の地域区分に基づくそれぞれの地域に協議会を設置する」とありますが、これは町会とはどう違うのでしょうか。

事務局（係長） 町会はいくまで任意団体ですので、町会も含めて地域の様々な主体の方々が多様に集まって協議する場を区長が設置するという事です。町会は区が設置しているわけではありませんので。

委員長 これは非常に緩い規定、「できる」規定なので、住民投票のように条例で定めなければならないということではなく、これからの豊島区の判断で如何様にもということですね。協議会をどういう構成にするかも、今後の判断次第、ルールは一応敷いておく。

委員 「一定の地域区分」というのは例えばどういうことでしょうか。

事務局（係長） このところは調整できなかったのこういう表現としました。今、「地域区民ひろば」は小学校区単位でやっていますけれど、それは果たしていいのかという議論もございますし、ここで小学校区ごとにとか具体的な地域区分はあげられないので、それは今後の個別の施策に任せるとして、区全域を一定の地域に分けてというような意味合いができればいいのかなということですね。

委員 争点ごとにカバーしなければならない地域というのは異なってくるのではないのでしょうか。それを既存の例えばある種の地域区分を想定して条文を書いてしまうと、区分けの問題で取りこぼしとかも出てくるでしょうし、争点ごとということ言えば、争点ごとに協議会を作ることができるというような規定にして、地域区分というものをどう想定するか書かない方がやりやすいのではないのでしょうか。

委員長 ここで想定しているのは包括的な地域で、教育はこれ、まちづくり・都市計画はこれというのではなくて、ひとつの包括的な区域で、それは小学校区になるのか、或いは中学校区になるのかは分からないけれども、そこで色いろなことの受け皿になる最大公約数的なものを見つけて、それで小さな自治を作っていきましょう、豊島区 25 万人単位ではできないので、という発想なのですね。

委員 前は豊島区に第 1 から第 12 まで出張所というものがあって、それで出張所単位で地域も区分されていたんですね。その中で、町会も育成委員会も民生委員さんも、その区分の中でひとつのまとまりがあった。今は出張所がなくなりましたから、学校区ごとの区域の仕切りになっていますが、そういったやり方でやっていくと、非常に効率的で、色々なコミュニティをつくりやすいし、また町会と青少年育成委員さん、民生委員さんたちが一緒になって協議できる場ができるというようなことを想定したのではないかと私は思います。

委員 ということは、これは常設なんですね。

事務局（係長） テーマ別というのとは違います。

委員 争点別にそういうものが必要なのではないかと以前議論していたので。自発的にというのでは集まらないということで、無理やりということなら、争点別だと思っていたんですが、常設というのならまた話は別ですね。

委員長 争点別の色々な解決の仕組みを書いているわけではないので。区民会議からの議論の流れを見てきて、これは置きたいのだけれども、これ以上具体的な書き方はしない。色々なことを考えなければならないので、それは今後の議論を待つとして、ここでは頭出しをしておくというぐらいで、いかがでしょうか。これはこのかたちでよろしいでしょうか。（各委員了承）

委員長 となると、第 34 条は先ほど A 案ということで片がつきましたから、残る論点は第 30 条ですね。第 30 条のももとの案は、「区民は」或いは「住民は」、「法律の定めるところにより、直接選挙で選出された議員で構成される区議会を置く」というような書き方だったのですね。37 条も同じことですね。区長についても同じ表現ですね。区民会議案では「区民は、法律の定めるところにより...区議会を置く」と「区長を置く」という言い方でしたが、素案の案では、今お手元にお示ししてありますように「区に、法律の定めるところにより...区議会を置く」「区長を置く」という言い方ですので、「区民は」とか「住民は」とか言う本来の主語を出した書き方にするのか、それとももぐったかたちで書くのかというのが第一、それに仮に主語をもぐらせずに「区民は」とか「住民は」という括り方をするとするどっちを取るかということですね。印で事務局或いは法規担当の意見が述べられているわけですが、一番目は、憲法・自治法の規定に準じた規定とするということですが、次の印のところは私にはよく分からないのですが、これはどういう意味ですか。

委員 私も印のところがよく分からないので質問させていただきたいのですが、これが区民でなくて住民とするとだめだというのであれば、宣言規定自体ありとあらゆるものに付けられなくなってしまいうわけで、この条例とかではなくて他のところでこういった区議会を置くという規定があった場合に、その主語というのは住民じゃないんですか。普通は住民であるとか、或いは市民であるとかを主語にして書いたものが、他にありそうなものなんですけれど。

事務局(係長) 他の自治体の例ということで、設置規定を置いているところはあまり数的にはないんですね。それで置いている場合に、「住民は」という言葉を使っているところはなくて「市民は」ということなんですけれども、その変はちょっと曖昧に使われているなというのがありますし、市民の定義を広くせずに市民はと使っている場合もあるので一概には言えないですが、「住民は」という言い方はしていないですね。

○委員 他のところで、狭い意味で市民はといった場合には市民 = 住民になるので、住民では矛盾が生じるということなら、そういう風に書かれたものが存在してないはずですが...

委員長 この印のところが私にもよくわからないというのは、「区民は」ということで住民以外の人も含んでいて、「住民は」と書いてあったとしても、住所を有して 3 ヶ月以上住んでいる日本国籍を有する二十歳以上の人ということに公職選挙法ではなっているので、住民にはそういう選挙権のある人と、住所は有しているが 3 ヶ月以上住んで以内だとか、或いは住民記録していないだとか、在日外国人であるとか、住民にはそういう人も含まれますから、そういう広い概念で選挙することがおかしいということをお願いしたいのですね。しかし、憲法第 93 条第 2 項は「地方公共団体の長、議員はその地方公共団体の住民が直接これを選挙する」と書いてあるわけで、それで自治法見ると第 10 条に住民というのがあって「市町村の区域内に住所を有する者は当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」とこれだけしか言っていません。それで選挙のところを見ると、ようやく「日本国民たるに普通地方公共団体の住民は」と言ってこれで国籍要件にしばりをかけている、「この法律の定めるところにより」とこれで二十歳以上で 3 ヶ月以上という縛りが出てくる、こういう段取りになっていますので、ここで「区民は」とか「住民は」とか書いて、「法律で定めるところにより...議会を設置する」と書いてもなんら問題はない。法律の上では何の問題もないので、これが矛盾だとか言うのは私には分からない。

事務局（係長） 矛盾というのは確かに変かなと思うのですが...

委員長 後は自治法に書いてある表現をそのまま持ってきてここに貼り付ける、そのことに意味があるとするのか、以前申しあげたことを繰り返して言うと、神話というか、やっぱり私たちが信託して置いているのだということをここで言いたい、その意図をはっきりさせるために、「区民は」とか「住民は」という書き方をするかという、そのどっちか。

委員 その「区民」「住民」の規定の問題ではなくて、後の「区民の信託」という言葉ですね。住民の直接選挙で選出された議員ですから、議員に信託しているのは住民であって、区民の信託というと、そこにちょっと矛盾が出てくるのではないのでしょうか。あくまでも信託したのは住民であって区民が信託したわけではありませんから、後で「区民の信託」という言葉が必要とするならば、敢えてそこに主語を立てないでおいた方がよろしいのではないのでしょうか。

委員 主語を立てないやり方は、対象者の範囲が無制限に拡大することになって、むしろ「区民」とかで規定した時よりも余計に問題が出てくるという気がしないでもないのですけれど。

委員 それは「法律で定めるところにより」ということが書いてありますから...それよりも「住民の信託」ということとの矛盾、これをどういうふうにするかということの方が問題だと思いますけれど。

委員 住民という言葉が使われてないだけで、ここ以外では住民投票でしか使われていないのであれば、逆にここ用に、住民という言葉を使っただけで頭の部分でいじれるのではないのでしょうか。ここでこういうことを言いたいがために住民ということ定義しますというかたちにして、ある程度問題はないのではないのでしょうか。住民を主語で書いてというのが私の提案なのですが、さっきの「区民の信託」というの嫌だとするなら、住民というのを主語にして、それで意味が通じるように住民の範囲を仕切りなおして、頭の総則のところ定義する。少なくともここ住民投票のところを使うことになるのですから、それができるのではないのでしょうか。

委員長 印には、ここを住民とすると、「区民の信託」や「区民意思の反映」との整合性が取れなくなるという問題もある。だとすると、「区民は」というまとめ方にするか、それとも隠してしまうかのどちらかでしょうね。もし「住民」という書き方にすると、31条以下もいじるしなくなるので、その二者択一になるのではないのでしょうか。

○委員 主語を書かないというのは法規の方の考え方なのですか。

○事務局（係長） 法規はこの条文自体を置きたくないと。

○事務局（課長） 置きたくないというより、置けないと言っているんですね。先生のご意見は置ける、うちの法規は置けないということで、非常にその中間で板挟みになって苦しんでいます。先生が仰っていることは、私は個人的に聞かれれば神話として書いてもいいと思うのですが、ただ、区議会の皆さんが仰っているのは、議会を置くということが法とか憲法に照らしてダメといっているのではなくて、単純に住民と区民というところで引っ掛かっているだけだと思います。区民の信託という言葉が良くないと。

○委員長 そうすると、その下もだめということですか。

○事務局（課長） そうだと思います、区議会の皆さんは、皆さんといっても全員ではないかもしれませんが、区民の信託という形では考えていないんだと、信託というのはつまり投票の行為と持っているということですか。

○委員長 それは「法律に定めるところにより」と書いたってだめということですか。

- 事務局（課長） そうだと思います。
- 事務局（部長） ただ、最初の頃は区民会議の中でも住民と区民とをある程度明確に定義してスタートしてましたので、その当時であれば今のような話が出てくると思うのですが、一般的に区民の付託とか区民の信託を得てですとか、そういうことは区長も招集挨拶の中で使いますし、一般論としては成り立っていますから、今回はそういう住民とか区民とか明確な区分をしていないということであれば、それは議会の方の取り方になってくると思うのですね。
- 事務局（係長） 議員の皆さんにご説明した時に、個々の議員は選挙で一定の有権者から信託を受けている、その議員が集まって合議体としてやる時には、有権者だけでなくて広い区民全体の利益を考えなければいけない...個々の議員は有権者の信託、住民の信託でいいけれど、区議会自体は広く区民の信託という考え方はできないでしょうかとご説明した時に、納得された方とそれでもちょっとおかしいという方がいたということです。
- 委員長 ここは私の思い入れもちょっとあるんですけども、ここを素案の案でやってしまうと、区民会議の案を覆すだけの説得力のある議論が必要であるように思うのですね。さりとて一方で素案の案のような考え方があるというのも分かりますので、私としては足して二で割ってここはA案B案ではないかとなという気がするのですけれど...この案ですと、やっぱり区民はという主語で、37条も然りです。是非今こうあるべきというご意見がないようでしたら、両案でいかがでしょうか。
- 委員 確認なのですが、先生が仰るA案というのは何も書かない、主語がないやつですか、それでB案というのは区民という、そういう意味ですか。
- 委員長 それはどちらでも...素案の案で示されているものを仮にA案としたら、B案は「区民は、法律の定めるところにより、直接選挙で選出された議員で構成される区議会を置く」、文はまた考える必要があるかもしれませんが、「区に」をそのまま「区民は」に置き換えてもそのまま通ると思うのですね、ちょっとくどい感じはしますが...
- 委員 A案B案には、さっきの法規さんの考え方のような置かないというのはないわけですね。
- 委員長 置かないというのはないでしょう。これはこの委員会でも区民会議でも出てきたことのない案なので、置かないは除いていいと思いますが。
- 委員 だけど、区の法規の方は置かないことが一番ベスト、ベターだということですよ。それから先程いただいたこの区議会か何かの方では、そういう議会に関する規定は当然盛り込んでいいということは言っているわけですよ。
- 事務局（課長） 議会は、すべての方が色々な意見を言っていていまして、後ほどご説明しようと思ったのですが、先程お配りした資料では、議会として統一的な見解を出していない、まとまらなかったということにして、この中で書いてある意見というのは、議員というのは有権者により選ばれてきているのだと、だから在活動者を含む区民が議会を設置するといってもそれは困るという意見がひとつだけ書いてありますけれど、というか意見としてはそれしか出ていなかったということです。また、パブリックコメント自体を検討委員会としてやるのか、区がやるのかということにも関わってくるかと思えます。区がやるということだと、やはり法規の意見が強くなってきます...パブリックコメントといえども区長の責任でやるのだということなので。検討委員会を中心にパブリックコメントをひとつの過程としてやっていくということであれば、法規の言っていることは気にする気にする必要はないとは思いますが...

○委員長 区に投げるのだったら今日が最終会議ということで、あとは任せたということになりますので、いかがでございますか。A案B案でよろしゅうございますか。

(各委員了承)

○委員長 これで大体決したわけですが、もう一度改めて確認をしていただきたい。総則の第2条は半々に分かれていましたが、改めて振り返ってみて、もう一度だけA案かB案かで手を挙げていただいて、やはり真っ二つであればこのまま両論併記でいくしかない。A案の区民住民をまとめた区民というものにしたいという方は挙手を。

○委員 ちょっとその前に、8ページの31条に書いてあります区民の信託の問題、これを「住民の信託に基づく議事機関」とするか、「区民の信託に基づく」といった文言でいくのかどうかということとも関わってくるのですが。

○委員長 それは先程の「区民」ということを前提にやっていただきたい。ではもう一度戻っていただきまして、第2条、区民で括るA案でいいのではないかという方は挙手をお願いできますか。住民・区民を分けるという方は...やはり両方ですね。では確認します、第2条は両論併記とする、第3条はこのままですね、それから第8条は併記する、第9条事業者の責務、これも併記でしたね。第10条はA案でいく、第16、17、18条はA案でいく、第21、22条はA案にし圧縮するために工夫をする、これは任せていただく、第29条はこのまま置く、第30条、37条は併記でいく、第34条はA案でいく、ということによろしゅうございますでしょうか。

(各委員了承)

○事務局(課長) 委員長、すみません。追加でお諮りしたいことがあるのですが、先程の区議会の皆様のご意見...実は今日、この検討委員会も一定の方向性を出すということで、議会の方でも今日の昼間にまとめてもらったものです。区議会も議論してきた中で、素案と言えども、そこに区議会の意向をなるべく反映させていただきたいということで今日いただいたということになっておりまして...その中で色々あるのですが、今日のご議論の中で、二点ほど区議会の意見と少し食い違っているのかなというところがあります。第33条の就任時の宣誓というところが一点目です。区議会の資料でいきますと、1枚目の下に2ページとかいてありますところの下から3分の1ぐらいのところに「就任時の宣誓」とありまして、ふたつ〇印がありますが、「区民会議案の議長就任時の宣誓の規定については、実際豊島区議会では宣誓に近い内容の挨拶をしているので必要ない」と、また「区民会議案に宣誓についての規定があるが、これは明らかに議会が条例に縛られるということの表れではないか。議会は常に公正、公平でなければならないし、何かしら混乱が生じたときにはそれを収める...」とあって、要は就任時の宣誓については反対だというご意見です。なかなか明確な理由としてはあがっていませんけれども、気持ちとしては反対だというご意見だと思います。それからもう一点目が、その下の34条のところには第1項があります。先程のA案B案のA案の方ですが、ここで「区議会は、区民の意思を代表する議事機関としての役割を果たすため、十分な審議を尽くすとともに、円滑で効率的な議会運営に努めなければならない」とあって、この効率的なというところに引っ掛かるというご意見が多数ございました。議会の審議というのは効率でやるものではないのだというご議論がありまして、また、効率的なということについては議会の定数を減らせという意味もあるのかとかです。色々仰っていましたが...議員定数の話は別としましても、効率的なというのは議会の審議の中ではあまりふさわしくないのではないかと、もともと円滑なと

- いう意味では日頃から努めているということもありますし、特に効率的なという言葉については、様々な意見を調整する議会は、行政の効率性という意味でコストを下げるということとは次元が違うレベルであるのだということです。その二点につきまして、先程の就任時の宣誓と効率的なという 34 条第 1 項の言葉については、せっかく議会からこういう意見が出ていますので、今日に間に合わせていただいたにも関わらず、まったく何も検討しないでというのでは私としても立場がないものですから、ご一考いただいた上でですね、それでも必要だということでしたら止むを得ませんけれども、できればお考えいただきたいと思っております。
- 委員長 今の段階では後出しじゃんけんに近いようなもので、これから議論せよというのは…。まだパブリックコメントもありますし、これから何回か会議もありますので考える余地はあるかと思えますけれど、ちょっと印象論で言いますと、条例に縛られる云々というのは良く分からないのですが…。
- 事務局（課長）確かに理由については理由になってないような気もしますが、気持ちとしては、そういう強い気持ちがあったということです。
- 委員長 他方でまた、区長の宣誓の規定も置いていますので、それと合わせて、両方にらんで考えていかなければならない、区長だけ宣誓させておいてというのでは妙な話になるので…。
- 委員 議会の品位を保ち、尊厳を保つためにはやっぱり必要なことですよ。
- 委員長 確かに 2 番目の円滑で効率的というのは、これはちょっと…
- 委員 いや、それも円滑で効率的でない、例えば牛歩戦術ではないけれど、ガラガラすることも、党利党略に則ったやり方をする場合もありますから、やはり効率的にやってもらわなければいけない。
- 委員長 34 条は、その前に十分な審議を尽くすとともにもありますので、ただ短ければいいとか、円滑であればということではない、しかし、同時に円滑、効率的でもなければならぬ…。
- 委員 やはり区民が注視している中でもって行われる議会ですから、傍聴をどんどん歓迎しているのですから。
- 委員長 定数減らせという話をしているわけではないので…それはまさに、条例で定数は決めることなので。
- 委員 就任時の宣誓については、実際に同じようなことがやられていて、その上さらに宣誓をする必要があるのでしょうか。さっき仰られた議会の品位とか尊厳とかを保つという意味だけなら、ないほうが良いと思うのですが。
- 委員 憲法とか自治法とかには、こういうものはないのですかね。
- 委員長 国会はどうでしょうか。
- 事務局（課長）国会の場合も、議論を尽くすとなれば解散してまで議論を尽くすわけですから、効率性だけを考えれば解散などしないで決めるべきだったわけですから、逆にそういった議論を尽くすというところに議会としては重きを置きたいということだと思います。
- 委員長 それはあるでしょうね…宣誓の方はどうでしょうか。
- 委員 最高裁判所の裁判官なんていうのは、あったのではないのでしょうか。
- 委員 アメリカの大統領なんかでもね。
- 事務局（課長）アメリカはありますよね。
- 委員 効率的なというのはちょっと、我々が考えている以上に議員さん方は敏感だということも、

分からないではないので、もう少し違う表現の言葉...効率だと極めてそういう議員削減だと色々意見が出てくるかもしれませんけれども。

- 委員長 違う表現だとすると、効果的という言い方もしますよね。
- 事務局（課長） 効果的であれば逆に議論を尽くすという意味にもなりますし。
- 委員長 ただ、効果的な議会運営とはちょっと言わないでしょう。
- 委員 効率的だと時間的な制約が出て来ますからね。
- 事務局（課長） 円滑なだけでも...円滑の中には効率的という意味も入っている気もしますし、でも効率だけではないような気もしますし。
- 委員 円滑だけでも十分いいのではないのでしょうか。
- 委員 ここはある程度、議会の意見を取り入れてもいいのではないのでしょうか。
- 委員 大きな論点ではないね。
- 委員 ただ、こちらは意図として、そういう考えでこういう言葉を入れたのではないということ、ちゃんと伝えていただいたほうがいいかなと思います。
- 事務局（課長） 一応ご議論いただいた上でですね、それ以上は私も何も言えませんが...
- 委員 むしろ円滑で能率的なというぐらいの方がいいのでは。効率的というと経済性が出てくるけれど。
- 委員長 言葉のニュアンスとしては、能率と効果が合わさったのが効率という感じですが...。行政学などで使う考えでいくと、能率はともかく安く早くで、効果はともかくいくらかかっても最大限に引き出すということで、足して2で割ったのが効率ということになる。どうでしょうか。ここはまだ今後の会議で時間もありますね。今俄かにもう1回区民会議案に立ち返って宣誓をどう考えたとか、円滑・効率をどう考えたかという議論も難しいかと思いますので、決して無視したとか、軽視したとかではなく、ご意見もあったのだけれども、しかし時間的に難しいものがあったので、ご意見はパブリックコメント以後、パブリックコメントのご意見も踏まえ、もう一度考えさせてほしいというぐらいをお伝え願うということではいかがでしょうか。
- 事務局（課長） 議論を間に合わせていただいておいて、結局何も変わらないということでありますと...
- 委員長 ああ、今日のために間に合わせていただいたということなのですね。
- 事務局（課長） ですから、理屈では理解していただけるとは思いますけれど、気持ちの面としては非常に、今後の審議にかなり影響するのではないかとも思いますけれど。
- 委員長 それでは、もしここで政治をしるというのであれば、やはり宣誓の問題は首長に跳ね返るのでここでは即断できないので、「円滑で能率的な」を止めて「円滑な」ということではいかがでしょうか。
- 委員 それならば、いいのではないのでしょうか。
- （各委員了承）
- 委員 区長の関連でもって、宣誓は残していいのではないのでしょうかね。
- 委員長 それでいいとは思っていない表情もあるみたいですが、これからあと2時間ぐらいやりますか。
- 事務局（課長） その宣誓の意味合いが、区長の責務も議員の責務もすべて規定してあるわけですよ。条例で、しかもこの自治基本条例で規定してあるわけで、この条例で規定したものを

- 宣誓で守るとか、守らないということ自体が必要ないかなという気持ちもします。
- 委員長 それは議会でなさることなので全然かまわない、議会で取ればいい話で、この段階で先取りしていう話ではないのでは。
- 事務局（課長） ただ、議論していただいた上で、何故宣誓は必要かという理由は明らかにしていただきたい、区民会議が必要だったというのはどういう理由だったのか、ここで改めて宣誓が必要だという理由は何かということは、できればいただいきたいと思うのですけれども、宣誓することによって、どういった効果を期待しているのか、今日は論点に入っていませんでしたのですみませんが、一応投げかけさせていただいた上でやはり必要だということになれば、理由を改めて明確にする必要があるのかなと思っております。ここに書いてあるから今さら変えられないというのでは…。
- 委員 結局、区長と議長というのは、区の職権の中ではほとんど同格なんですよ。区長がちゃんと宣誓して、しかも責任の所在をはっきりさせる、自分の決意を明確にするということで宣誓してもらうわけですから、議長も同じようにしてもらおうということが必要だと思います。
- 委員 区長も必要ないんじゃないでしょうか。
- 委員 やはり、責任を明確に宣言するという意味でひとつの表れですからね、必要です。
- 事務局（部長） ちょっと細かいことなんですけれども、33条の条文の中で、「一般選挙後最初の議会の開会にあたり」と書いてありますが、この辺の意味はどういう意味でしょうか。それと議長の任期なんですけれども、今、本区の区議会は一年交替が通例なんですね。選挙で通常4年やるというような形で行われている地方議会というのは、まずおそくないと思いますけれども、そういうことだと選挙の後ではなくて、議会の中で選任された時とかということでないかと馴染まないかなということ、それからその前に一般選挙の意味が、こういう言葉があるのかなという感じがしたのですが。
- 委員長 一般選挙という言葉自体ですよ。
- 委員 議長が選出の議会ということですよ。
- 事務局（部長） それだと、本会議で選挙された後の最初の議会という理解でいいですかね。
- 事務局（係長） いえ、それは区民会議案のように「議員任期初めの議会の開催」ということで、議員全員が同じ任期というわけではないので、区議会の会議規則に「一般選挙後最初の議会」という言い方があって、そちらに合わせたものです。区議会4年の任期がありますけれども、議員の任期というのではなくて、全議員の改選ごとの最初の議会という意味で使うとするとそういう表現になります。本会議での選挙ではなく、区議会議員選挙ということですよ。
- 事務局（部長） 区議会議員選挙ということになると、最初の議長だけが宣誓するということになるのですね。
- 委員長 そういう問題があるので、それは考えなければならぬというのは分かるのですが。
- 事務局（係長） と言うか、区民会議の皆さんの中にそういう意図があったのです。
- 委員長 最初の人だけでいいというような？
- 事務局（課長） 4年間やれよということをやっているようなところもあったと思います。
- 事務局（係長） 議長の重みをもう少し考えるというような裏ニュアンスがあって、議員任期初めというのはそういう意味合いだったので、そういう言い方だと正確ではないので「一般選挙後」に言い換えたのですが、それは表には出ていないのですけれども、区民会議の

- 中では、一年で議長が交替してしまうという事態はおかしいのではないかというご意見でした。最初の議長に重みを持たせるということで、議長の責任を促したいという意図がありました。
- 事務局（課長） ストレートに言えば、議長は毎年交替するのではなくて4年間続けてやるべきでしょうと、それが自治法にも書いてあるじゃないですかということをお願いしたかったのだと思いますけれども、だったらそれはストレートに言うべきなんですね。実際に慣例として毎年豊島区は議長が交替しますから、この宣誓の規定も、そういったことを踏まえて議会の方はご意見を言っているのだと思います。
- 委員長 これもある種、自治の神話をつくる、そのための儀式をちゃんと整えようということだと思うのですが、どうしても置かなければならないという理由が必ずしも見当たらないかもしれないと思う一方で、そうしても取らなければいけないという理由が必ずしもみつからない。
- 委員 要するに、この区民会議案でなくて、検討委員会でもって縛られたくないというのが本音であって、4年に1回とか、1年に1回だとか、そういう差し出がましいことまでは言いたくないけれど、ひとつの姿勢として、責任の所在を明確化させるために宣誓しろと言っているのであって、別に議会の役割を軽視するとか、または阻害するとか、束縛するとか、そういった意味で言っているわけではない。
- 事務局（課長） ここで宣誓することによって、区民に対する議会の役割を約束するという意味はよく分かるんですね。ただ、宣誓という文化自体がないということもあって、結局、投票によって選ばれてきているのであって、投票に通ったということは、そこで区民の信託を一身に受けてきて、それに対して一生懸命議会活動するのは当たり前のことであると。ここでは議長ということになっていますから、選挙とは別に議会の中の選挙で選ばれた議長と言う意味もあるかもしれませんが...やはり文化の違いが大きいのかもしませんが。宣誓という意味が検討委員会の中でも、こうこう、こう言う理由でははずせないということであれば、それはもう、それ以上の何ものでもございません。
- 委員長 何ものでもあるのでしょうか。私個人としては、A案B案でもいいのですよ。いかがでしょうか。
- 委員 宣誓という言葉に非常にこだわる、一種の決意の表明みたいなね。現実には、宣誓に近い内容の挨拶はしているわけでしょう、宣誓とは言っていないけれど。
- 事務局（部長） それは投票で選ばれた時に、当選者の方が就任の挨拶をしますということで、壇上にあがって挨拶するということですね。
- 委員 それは公平な議会を運営するという、議長として就任した人としての全体の議員に対する話と、区民に向かって公平に、円滑にというかたちできちっとやっていきますよというふたつのうち、今やっている挨拶の趣旨というか対象はどちらなのでしょう。
- 事務局（部長） 大体言っているのは、多くの方々の支持を得て議長に選ばれましたと、ついでに名誉ある豊島区議会の名を汚さないよう、区民の信託に応えて、公平中立のような議会運営に努めます、皆さん方のご協力をお願いしたいというようなことを言われています。
- 委員 結局は条例でもって束縛されたくないという気持ちですね。
- 委員 元を糺すとそうなのでしょうね。
- 委員 実際に、この基本自治条例の中に、宣誓しなさいというような条文が必要なのでしょう。
- 委員 他のところは大体入っていますよね。

- 事務局（課長） 入っている方が少ないと思います。宣誓以上に、実質的にこういうことを守りなさいよと、言っている規定の方が余程重要だと思います。
- 委員長 今さっきまで議論してこなかったことなので、ここで削除というのはあり得ない。A案B案で出すか、それとも元のままで出すかということなんですけれども、これからのこともありますのでA案B案で出すというのでいいという方、それとも元のままだいいという方で、ご意見をお聞きしたいのですが...
- 委員 A案B案のB案はなしということですか？
- 委員長 A案は元のまま、B案は規定しないということですか。それではA案B案両案併記でいいという方、挙手をお願いします。圧倒的多数ですね。ではこれも両案併記ということですが、区議会ということは、当然、区長も同じく併記するということになりますね。そうでないと痛くもない腹を探られることにもなりますので。
- では最後に前文なのですが、私も事務局と相談しながら、皆様のご意見を踏まえて、ここまで書いてみたのですが、ただまだ煮詰めきれていないところが括弧書きで書いてあります。それは「まちを訪れる人々とともに」という下から5行目4行目のところと、下から2行目1行目の「豊島区の自治の憲法ともいべき」という、この2箇所が括弧書きでございまして、入れるか入れないかということによろしいですか。
- 事務局（係長） はい、結構です。
- 委員 ちょっと質問ですが、この「まちを訪れる人々」というのは、働き、学びに来る人、それともいわゆる来街者なんですか。
- 委員長 そうですね、これはおそらく...これは区民会議案でしたっけ。
- 事務局（係長） そうです、おそらく来街者を意識したものです。
- 委員長 私たち区民はまちを訪れる人々とともにつながっているのだから、「区民は」には在学、在勤の人が入っていますので、一時通過のゲストにも、例えばポイ捨て禁止条例ではないですけども、一緒に自治をつくっていきたいということを示し、しかし後ろではもうひと言もないですね、来街者というようなことは。
- 委員 そこまで含めるというのは、どうなのでしょう。
- 委員 視点は第9条のところから出てきた事業者とか、そういうものも含めた見通しの話です。
- 委員 前文ですから、あまり解釈が散らばるような表現は除いた方がいいのではないのでしょうか。
- 委員 散らばるといっていいのは？
- 委員 例えば、来街者を含めるということについて議論をしている人はいいですけど、一般の住民が読んで、まちを訪れる人までこの自治基本条例に関わるのかと...
- 委員 例えば第9条のところとか、あと危機管理のところとかと結びつくのですが、最終的には訪れる人たちにも街のマナーを守ってやってほしいという話だと思いますが、それはやはりこの条例内の射程範囲だとは思いますが、おかしくはないと思います。
- 委員 そういう意味だったら、この中に置かなくてもよろしいのではないですか。
- 委員 まちを訪れる人々とともにというのが、やはり豊島区らしさなのかなとも思います。そういう豊島区らしさを前文で出すというなら、この言葉はいいと思うのですが。
- 委員 まちを訪れる人々ということで、例えば千代田区なんかではポイ捨てが罰せられますよね。そういうようなことを他から千代田区に来る人は非常に意識して、やはり千代田区に行ったら

千代田区はこういうことなんだから、街をきれいにするためにそういうことはしてはいけないなど、それが全体の環境を良くしていく、そんなようなことではないかと思うんですね。ですから、区民だけでなくそういう人の協力があるということですから。

○事務局（係長） 区民会議で区民の定義を検討して、来街者をどうしようかとなった時に、来街者まで入れる必要はないだろう、来街者は自治の主体ではないということでは、今の委員と同じ認識だと思います。そういう方たちにとっても、豊島区が誇れる街であってほしいということで、一緒に自治やりましょうねということではなく、色んな人が訪れる豊島区だから、そういう人たちにも豊島区っていい街だと思われたいというような願いを込めてという程度のことではないかなと思います。一緒にまちづくりに参加してくださいということを、区民会議として意図していたというようには受け取っていません、来街者は自治の主体ではないということは、区民の定義をする時にきちんと議論して、踏まえていますので、そういう意味では大丈夫なのではないかと思います。

○委員長 これは懐が深いなという気もしますので、このままということで如何なものでしょうか。（各委員了承）

○委員長 それでは本当に最後の最後、「憲法ともいうべき」。内容、この文言の中身というのは最高規範性で書いてありますので、ここで出すことによって特に何かが変わるとか、変わらないということではないのですが、ある種の、前にも言いましたアナウンスみたいなものですね。ひと言で言うところなもんだよというようなことを打ち出すか、それとも中で書いてあることなので改めて言うこともないか、そんな二つの考え方があるということだと思いますが、私自身で言うと、どちらにも執着するというのはないのですが、皆さんはいかがでしょうか。

○委員 私はいいなと思いました。区民会議には出ていなかったのが経過は分かりませんが、今回の会議の中で色々感じたのは、区民・住民としての責任とか、自分たちで地域を作っていかなければいけないという責務みたいなものが大分出されていると思うのですが、また、住民・区民の権利というのが文面からは少ないかなと、私自身は感じる部分があったので、こういう言葉をきちんと入れて、とっても大事なこと、基本的なものだということを表す意味でも入れて置いた方がいいかなと思います。

○委員長 これは議会でも色々ご議論があるのですか。

○事務局（部長） 憲法云々ということではなくて、この条例が最高規範性を持つという意味合いについて、どういう意味なのか。他の条例との抵触した場合とか、どのような整理の仕方があるのかとか、そういうような質問は出ています。

○委員 この文言を使っている条例というのは、他の自治体でも多いですね。

○委員 憲法という言葉ではないですね。これ、区長が憲法、憲法と言っているからいいんだという、そういうような話が区民会議では随分出ていたのですが、確かに分かりやすいですね意味合いが、だから自分たちでもすごく悩むなと思うところなんだけれども、やはりきついなと僕なんかは思っちゃうのね。

○委員 確か、区民会議でも意見が割れたところですね。

○委員 「憲法ともいうべき」と書いてあるから。憲法のようなものだというのは分かるけれども、こういう所に使ってもいいのかなと、最高規範という言葉はどこでも使われているので、その辺の言葉が一番妥当なのかなという感じはします。どっちがいいかはよく分かりませんが。

- 委員 やはり憲法というのは、少しきつい感じがします。さっきのまちを訪れる人々みたいに、非常にソフトなことを言っている割には、最後にピシッと留めさしているような言い方で、なんかちょっときつい、難くなりすぎているというのは感じます。
- 委員 これをやると分かっていたら、議事録持ってきて、どういう意見が出たか箇条書きに出して、さらに議論を深めればもっと分かりやすかったのではないかと思います。
- 委員長 これは割れましたでしょう。
- 委員 相当、割れました、2回に渡って、これだけのために2回。
- 委員長 ちょっと伺ってみたいのですが、自治の憲法という言葉を書けるべきか、それともやめとくか...載せなくてもいい、削るべき、あとは保留したいもありますかね。
- 委員 ここで言う違う表現の最高規範というのは、いかがでしょうか。
- 委員長 豊島区の自治の最高規範であるとかいうことですね。
- 委員 何かこの条例が通常の条例とは違う、非常に基本的な条例、最後に強調した方がいいわけですね、何もないということだと、ぼやけちゃって。
- 委員長 仮にですよ、「豊島区の自治の最高規範として」というような文言にする、これはいい案ですよ。
- 委員 憲法と最高規範とでは、最高規範の方がきついような気もするのですが。
- 委員長 憲法ともいうべきというのは、日本国憲法とか憲法なるものを想定して、ただそうは言えないので、「ともいうべき」と付けているわけですよ。「最高規範」というのは、普通の言葉なので、規範である、規範としてというのは決して問題がない。
- 委員 4条でも、最高規範であるというのが規定されていますからね。ここでも最高規範と出した方が...
- 委員長 そうですね、頭出しということにもなりますね。ちょっと文言はどうするかは置いておいて、最高規範というキーワードは使って書くというのではどうでしょうか。前文の締め方としては、ひと言でなんだというのがあった方がいい気はしますね。必ずそのキーワードを使うことによってきちんと締めくくるといことでよろしゅうございますか。
- (各委員了承)
- 委員長 3時間になろうかということで大変申し訳ありませんでしたが、これで本当に...ありがとうございました。

3 閉会

- ・ 次回日程の確認等

提出された資料等	<p>【配付資料】</p> <p>会議資料5 - 1 次第</p> <p>会議資料5 - 2 第4回会議録</p> <p>会議資料5 - 3 豊島区自治基本条例 素案(案)</p> <p>会議資料5 - 4 前文修正案</p> <p>会議資料5 - 5 区民会議案 素案比較表</p>
----------	--